

清掃，警備等の委託業務に係る競争入札参加者の等級格付基準

(趣旨)

第1条 この基準は，松山市競争入札参加者資格審査等に関する要綱（平成18年要綱第98号。以下「資格審査要綱」という。）第6条に基づき，清掃，警備等の委託業務（別表第1に掲げる業種をいう。）に係る有資格者（資格審査要綱第5条に規定する有資格者をいう。以下同じ。）の等級格付に関し，必要な事項を定めるものとする。

(有資格者の審査の項目)

第2条 有資格者の審査の項目は，次のとおりとする。

(1) 営業年数

資格審査要綱第4条第1項に規定する期間の初日（以下「申請基準日」という。）における営業年数

(2) 自己資本額

申請基準日の直前の営業年度の決算（以下「直前決算」という。）における自己資本額（貸借対照表の純資産の部の合計額をいう。次号において同じ。）

(3) 自己資本比率

直前決算における自己資本額を総資本の額（貸借対照表の負債・純資産合計の額をいう。）で除して得た数値を百分比で表したもの

(4) 流動比率

直前決算における流動資産の額を流動負債の額で除して得た数値を百分比で表したもの

(5) 年間平均実績高

申請基準日の直前2年の各営業年度（個人にあつては，年とする。）における希望する業種ごとの年間平均実績高

(6) 入札参加資格停止状況

審査基準日から過去2年間において，松山市建設工事等請負業者入札参加資格停止措置要綱（平成17年要綱第46号）に基づく入札参加資格停止を受けた状況

2 前項に定めるもののほか市内に本店又は本社を有する有資格者の審査の項目は，次のとおりとする。

(1) 障害者雇用の状況

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）に基づく雇用義務のある者が法定雇用率を満たしていること又は、雇用義務の無い者で障害者を雇用していること。

(2) 就業規則への育児・介護休業制度の規定状況

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第2条に定義する育児・介護休業制度を就業規則に規定し、労働基準監督署に届け出ていること。

(3) 一般事業主行動計画策定状況

次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）に基づく一般事業主行動計画を策定し、労働局に届け出ていること。

(4) 協力雇用主の登録状況

協力雇用主（再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年法律第104号）第14条の協力雇用主をいう。別表第2において同じ。）として保護観察所に登録されていること。

（有資格者の審査の項目の付与数値）

第3条 前条に規定する有資格者の審査の項目から得た実数に対応する付与数値は、別表第2に定める数値とする。

（等級の格付）

第4条 市長は、有資格者の希望する業種ごとに前条に規定する付与数値を合計し、その合計に基づき、格付区分（別表第1右欄の格付区分をいう。以下同じ。）が1種の業種は別表第3により、格付区分が2種の業種は別表第4により、それぞれ格付けするものとする。ただし、市長が等級に格付けする必要がないと認める業種については、これを行わないことができる。

付 則

（施行期日）

1 この基準は、平成19年3月1日から施行する。

（松山市委託業務競争入札参加者の格付基準の廃止）

2 松山市委託業務競争入札参加者の格付基準（平成17年11月1日実施）は、廃止する。

付 則

(施行期日)

1 この基準は、平成21年3月9日から施行する。

(経過措置)

2 この基準による改正後の清掃、警備等の委託業務に係る競争入札参加者の等級格付基準の規定は、平成21年度以後の有資格者に係る等級格付から適用し、平成21年度より前の有資格者に係る等級格付については、なお従前の例による。

付 則

(施行期日)

1 この基準は、平成25年3月1日から施行する。

(経過措置)

2 この基準による改正後の清掃、警備等の委託業務に係る競争入札参加者の等級格付基準の規定は、平成25年度以後の有資格者に係る等級格付から適用し、平成25年度より前の有資格者に係る等級格付については、なお従前の例による。

付 則

(施行期日)

1 この基準は、令和5年3月1日から施行する。

(経過措置)

2 この基準による改正後の清掃、警備等の委託業務に係る競争入札参加者の等級格付基準の規定は、令和5年度以後の有資格者に係る等級格付から適用し、令和5年度より前の有資格者に係る等級格付については、なお従前の例による。

別表第1（第1条関係）

	業 種	格付区分
1	計画策定	1種
2	広告・宣伝	1種
3	調査・検査	2種
4	情報処理	1種
5	各種設備等保守点検	1種
6	運転管理	2種
7	廃棄物処理	1種
8	催事関係	2種
9	清掃	1種
10	警備	2種
11	運送・配送	2種
12	草木管理	2種
13	衛生管理	格付なし
14	消防用設備保守点検	2種
15	その他	格付なし

別表第2（第3条関係）

(1) 営業年数

営 業 年 数		付与数値（点）
30年以上		10
20年以上	30年未満	8
10年以上	20年未満	6
5年以上	10年未満	4
2年以上	5年未満	2
	2年未満	1

(2) 自己資本額

自 己 資 本 額	付与数值 (点)
5 千万円以上	2 0
2 千万円以上 5 千万円未満	1 6
1 千万円以上 2 千万円未満	1 2
5 百万円以上 1 千万円未満	6
5 百万円未満	3

(3) 自己資本比率

自 己 資 本 比 率	付与数值 (点)
4 0 % 以上	1 5
3 0 % 以上 4 0 % 未満	1 2
2 0 % 以上 3 0 % 未満	9
1 0 % 以上 2 0 % 未満	6
1 % 以上 1 0 % 未満	3
1 % 未満	0

(4) 流動比率

流 動 比 率	付与数值 (点)
1 3 0 % 以上	1 5
1 1 0 % 以上 1 3 0 % 未満	1 2
1 0 0 % 以上 1 1 0 % 未満	9
8 0 % 以上 1 0 0 % 未満	6
6 0 % 以上 8 0 % 未満	3
6 0 % 未満	0

(5)年間平均実績高

年 間 平 均 実 績 高	付与数値 (点)
2 億円以上	4 0
1 億円以上 2 億円未満	3 5
5 千万円以上 1 億円未満	3 0
2 千万円以上 5 千万円未満	2 0
1 千万円以上 2 千万円未満	1 0
1 円以上 1 千万円未満	5

(6)入札参加資格停止状況

審査基準日から過去2年間において、松山市建設工事等請負業者入札参加資格停止措置要綱（平成17年要綱第46号）に基づく入札参加資格停止を受けた者について、下記の基準により、申請した全業種に対して点数を減ずる。

入札参加資格停止期間	点数
12ヶ月以上	-5点
6ヶ月以上～12ヶ月未満	-4点
3ヶ月以上～6ヶ月未満	-3点
3ヶ月未満	-2点

(7)障害者雇用の状況（市内に本店又は本社を有する者）

ア．障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）に基づく雇用義務のある者で法定雇用率を達成している場合又は、雇用義務の無い者で障害者を雇用している場合

イ．該当する者に対しては、申請した全業種に3点を加える。

(8)就業規則への育児・介護休業制度の規定状況（市内に本店又は本社を有する者）

ア．育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第2条に基づく育児・介護休業制度を就業規則に規定し、労働基準監督署に届出を行っている場合

イ．該当する者に対しては、申請した全業種に3点を加える。

(9) 一般事業主行動計画策定状況（市内に本店又は本社を有する者）

ア．次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）に基づく一般事業主行動計画を策定し、労働局に届出を行っている場合

イ．該当する者に対しては、申請した全業種に3点を加える。

(10) 協力雇用主の登録状況（市内に本店又は本社を有する者）

ア．協力雇用主として保護観察所に登録されている場合

イ．該当する者に対しては、申請した全業種に3点を加える。

別表第3（第4条関係）

総合審査数値	等級
80点以上	A
50点以上 80点未満	B
50点未満	C

別表第4（第4条関係）

総合審査数値	等級
60点以上	A
60点未満	B